

令和2年かすみがうら市議会第1回臨時会

市長提出議案集

〔追加提出〕

令和2年5月14日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 19 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について 1～3
2. 議案第 20 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号） 4～11

（参考資料）

- 付議事件（条例）条文新旧対照表 12～15
- ・ かすみがうら市税条例 新旧対照表 (12～15)
 - かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 1 条関係) (12～13)
 - かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 2 条関係) (13～15)

議案第19号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月14日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市税条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第12項中「をいう」の次に「。第14項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

14 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条第1項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

第2条 かすみがうら市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第14項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるの

は、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第20号

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,830千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,824,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月14日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		6,638,917	89,301	6,728,218
	2 国 庫 補 助 金	4,930,570	89,301	5,019,871
20 繰 越 金		314,991	15,529	330,520
	1 繰 越 金	314,991	15,529	330,520
歳 入 合 計		23,719,514	104,830	23,824,344

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,165,210	330	6,165,540
	2 児 童 福 祉 費	2,562,737	330	2,563,067
7 商 工 費		595,649	104,500	700,149
	1 商 工 費	595,649	104,500	700,149
歳 出 合 計		23,719,514	104,830	23,824,344

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,605,712	0	5,605,712
2 地 方 譲 与 税	233,600	0	233,600
3 利 子 割 交 付 金	5,017	0	5,017
4 配 当 割 交 付 金	21,788	0	21,788
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,954	0	11,954
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,986	0	60,986
7 地 方 消 費 税 交 付 金	876,830	0	876,830
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	101,000	0	101,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	25,558	0	25,558
10 地 方 特 例 交 付 金	20,000	0	20,000
11 地 方 交 付 税	4,740,382	0	4,740,382
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,600	0	6,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	100,842	0	100,842
14 使 用 料 及 び 手 数 料	52,639	0	52,639
15 国 庫 支 出 金	6,638,917	89,301	6,728,218
16 県 支 出 金	1,319,152	0	1,319,152
17 財 産 収 入	15,753	0	15,753
18 寄 附 金	20,252	0	20,252
19 繰 入 金	1,361,406	0	1,361,406
20 繰 越 金	314,991	15,529	330,520
21 諸 収 入	216,335	0	216,335

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,969,800	0	1,969,800
歳 入 合 計	23,719,514	104,830	23,824,344

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	144,949	0	144,949				
2 総 務 費	6,132,656	0	6,132,656				
3 民 生 費	6,165,210	330	6,165,540	330			
4 衛 生 費	2,730,252	0	2,730,252				
5 労 働 費	26,088	0	26,088				
6 農 林 水 産 業 費	719,555	0	719,555				
7 商 工 費	595,649	104,500	700,149	88,971			15,529
8 土 木 費	1,548,820	0	1,548,820				
9 消 防 費	1,129,420	0	1,129,420				
10 教 育 費	2,433,529	0	2,433,529				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,063,384	0	2,063,384				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	23,719,514	104,830	23,824,344	89,301			15,529

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	4,494,321	88,971	4,583,292	1 総 務 費 補 助 金	88,971	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金
2民生費国庫補助金	167,411	330	167,741	2 児童福祉費補助金	330	子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金
計	4,930,570	89,301	5,019,871			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	314,991	15,529	330,520	1 繰 越 金	15,529	前年度繰越金
計	314,991	15,529	330,520			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 児童措置費	841,718	330	842,048	330				11 役務費	330	05 児童手当事業 11 手数料	330 330
計	2,562,737	330	2,563,067	330							

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	348,896	104,500	453,396	88,971			15,529	18 負担金、補助及び交付金	104,500	03 中小企業対策事業（政策） 18 中小企業事業継続応援貸付協力金 18 事業継続給付金	104,500 14,500 90,000
計	595,649	104,500	700,149	88,971			15,529				

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。	附 則 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 2～11 (略) 12 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては0とする。 13 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 2～11 (略) 12 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。 <u>第14項において同じ。</u>)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては0とする。 13 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>14 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に</u>

	<u>定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては0とする。</u>
(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和2年9月30日</u> までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
(個人の市民税の税率の特例等) 第23条 (略)	(個人の市民税の税率の特例等) 第23条 (略)
	<u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u> <u>第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u> <u>2 第10条第1項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。</u>

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」</p>

<p>まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 法附則第62条に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては0とする。</p>	<p>とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 法附則第64条に規定する条例で定める割合は生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては0とする。</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第24条 (略)</p>
	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</p> <p>第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の</p>

	<p><u>7の規定を適用する。</u></p>
	<p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>